

異常気象時等対策マニュアル

株式会社ベストエスコート

運行管理者の職務

異常発生時の基本ルール

■異常とは

交通事故/車輛故障/荷扱いによる商品事故/異常気象の発生等により車輛の運行に影響をきたし、納入遅延に繋がる場合のことを言う。

■異常情報の措置

万が一、異常が発生した場合は、速やかに対応及び解決策を講じなくてはならない為乗務員/取引先/搬入先との連絡体制やその方法をあらかじめ構築し適切な判断や指示を行うためのルールを以下に定める。

- (1) 異常処理ルールを作成し、各車両に常備する
- (2) 異常処理ルールには、異常別発生時の乗務員の対応手順を明記する
- (3) 異常処理ルールには、社内及び取引先を含めた情報伝達ルート进行明記する
- (4) 管理者の対応手順は、運行管理マニュアルに明記する
- (5) 影響度が大きい場合は、対策本部を設置し事業部長を本部長に据える

■異常措置の教育

異常の措置を適正且つ速やかに行うために、以下に定める内容を乗務員に教育する。

【共通項目教育事項】

①

異常処理ルールの主旨、使用方法を理解させる

【交通事故発生時の教育事項】

①高速道路の場合

非常電話で道路公団交通管制室に通報する

・待機しているときは、安全なガードレール等の外側に待機する

②踏切内で立ち往生した場合

・1秒でも早く警報機に取付けてある『赤ボタン』を押す

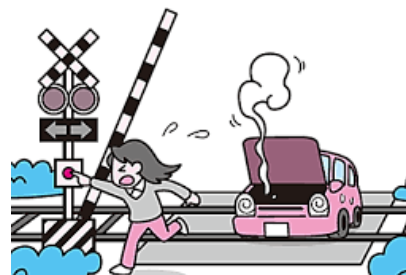
発煙筒を使用して進行してくる方向にできる限り早く走り列車に合図する

発煙筒が無い場合は、赤旗を振るか煙の出やすいものを燃やす等合図する



全国统一ダイヤル
『0570-011-011』

道路緊急ダイヤル
『#9910』



異常気象時の措置

■異常気象とは

台風/集中豪雨/積雪(凍結)/地震等により運行に影響が出ると予想される場合のことを言う。

■異常気象発生時の措置

異常気象が発生した場合の対応は以下の手順に従って行うこと。しかし混乱が予想された場合は、臨機応変に対応する。

【あらかじめ予想された場合】

- ① 異常気象予想の共有を行う即時(情報伝達ルート使用)
- ② 影響地域を特定する 即時
- ③ 影響地域を運行するルートを洗い出す 30 分以内
- ④ 影響度を予測する
- ⑤ 回避ルートを選定する . . . (3) より 1 時間以内
- ⑥ 出発時間を決定する (5) より 30 分以内(情報伝達ルートを使用)
- ⑦ 決定事項を乗務員に連絡する
- ⑧ 指示書を作成する

【突然発生した場合】

- ① 気象情報を調査する . . . 即時
- ② 道路状況を調査する(渋滞) . . . 即時
- ③ 回避ルートを選定する (2) より 30 分以内
- ④ 決定事項を乗務員に指示し取引先に連絡する . . (情報伝達ルートを使用)

■情報取得方法

気象情報 気象庁ホームページ

道路状況 各道路公団ホームページ/道路公団への電話確認/乗務員からの情報

■運行可否の判断方法

運行管理者が十分な状況把握のうえ、運行可否の判断を行う。あくまでも安全第一の考え方で判断し、その判断は荷主へ詳細な状況を報告して了承を得る。

■運行中止の判断目安・基準

風速 20 メートル以上の暴風がふいている。又は予測される

濃霧が発生し視界が 20 メートル以下になっている。又は予測される

降雨、降雪等は、その時の交通規制に従って判断する

異常気象警報が出た場合は運行を見合わせる

運行管理者の職務

交通事故発生時の措置

交通事故発生時の措置

■交通事故発生時の措置

交通事故が発生した場合の対応は以下の手順に従って行うこと。しかし事故の大きさにより臨機応変に対応する。

【情報収集事項】

- ①負傷者の有無及び負傷の程度/救急車の手配状況/応急処置状況
- ②発生場所の特定/発生時間/残り業務の確認/業務復帰時刻の確認
- ③警察への連絡状況
- ④車輻破損状況(自走可能・不可能)
- ⑤荷崩れの確認(品番/品名/数量を現品票で確認)

【事故処理】

- ①事故処理担当者は現場へ急行する(状況に応じて代替乗務員/車輻を同行)
- ②事故現場の落下物を撤去する
- ③レッカー車の手配を行う(自社手配不可能の場合は警察へ依頼)
- ④移動先にて積荷の乗せ換えを行う
- ⑤負傷者発生の場合は、病院へ急行し対応する
- ⑥保険業者への連絡を行う(示談交渉は保険業者が行う)
- ⑦事故報告書の提出(即日行うこと)

【業務処理】

- ①取引先へ事故状況を報告する
(事故の詳細/製品への影響度/納入時間への影響度)
- ②代替製品の確保を行う
- ③代替車輻にて運搬を行う(事故状況に応じて最適な対応を行うこと)
- ④取引先へ結果を報告する

■事故防止教育

安全運行を実施するために、乗務員の安全意識向上と技術向上を目的とした教育を行うことで、事故の発生を防止する。

- ② 車輻操作技術の向上/エコドライブの実施教育を行う
- ②安全運行に対する知識を習得する教育を行う

運行管理者の職務

重大事故の報告

事故速報と事故報告書の提出

営業車輛が以下のような重大事故を発生させた時は、24時間以内に電話等によりその事故の概要を運輸支局長に速報を入れる。また、30日以内に事故の種類、原因その他必要な事項を『自動車事故報告書』に記載して運輸支局長を経由して国土交通大臣に届け出る。

■自動車事故報告書の提出が必要な事故の種類

- ・ 転落事故 道路外に転落した場合で、その落差が 0.5m 以上の場合
- ・ 転覆事故 道路上において 35 度以上傾斜した場合
- ・ 火災事故 営業車輛又は積載物が火災を起こした場合
- ・ 踏切事故 踏み切りにおいて鉄道車両と衝突又は接触した場合
- ・ 死傷事故 死者又は重傷者を生じた場合
- ・ 飛散漏洩事故 積載された危険物・毒劇物・高圧ガス等の全部又は一部が飛散漏洩した場合
- ・ 健康状態に 脳梗塞・心筋梗塞等の乗務員の健康状態の異常により運転起因する事故
ができなくなった場合
- ・ 車輛故障に 舵取装置, 制動装置・車枠・車軸又はシャシばねの破損や脱落により運行不能となった場合
- ・ 国土交通大臣 鉄道や高速道路を 3 時間以上通行止めにした場合や飲酒等が指示した事故
の悪質違反事故の場合

交通事故原因の追及と対策

事故原因の把握

■事故原因の把握と対策の進め方

手順① 三現主義に基づく事件事実の把握

- ・ 事故現場の状況や事故の発生状況を 5W1H で事実確認する
- ・ 事故に至った経緯を時系列に心理状態や運転操作等に分けて整理する

手順② 事故原因の把握

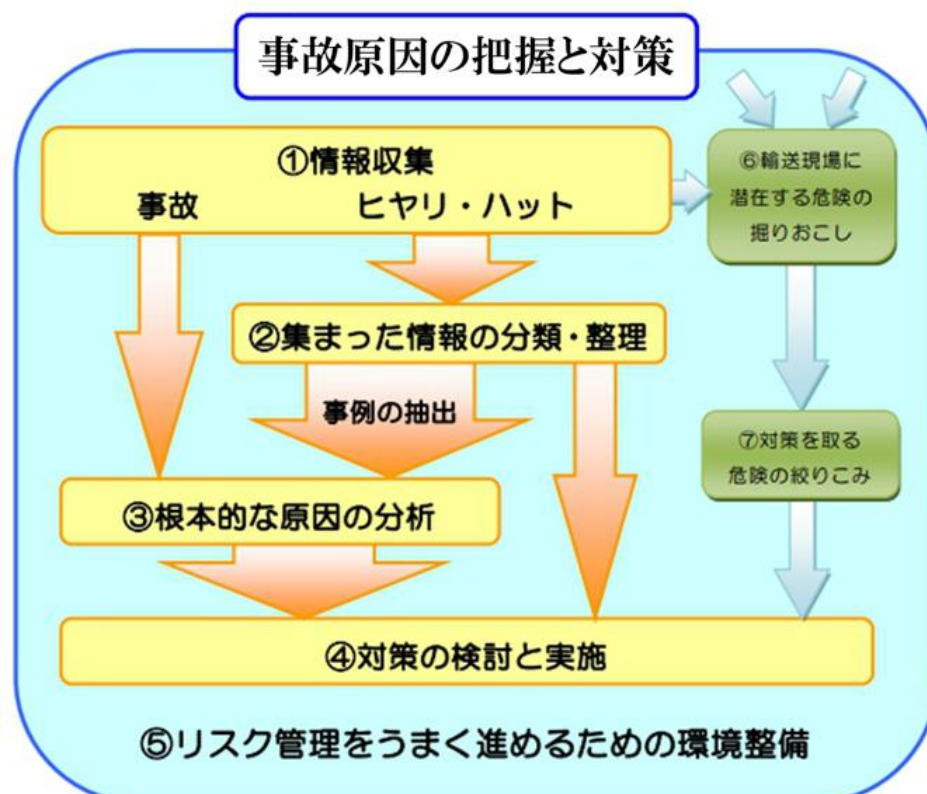
- ・ 乗務員の不適切な運転行動や状態を確認する
- ・ 運行管理者の不適切な運転行動や状態を確認する
- ・ 運行管理体制の不備を確認する

手順③ 事故原因の深掘り

- ・ 事故原因は直接原因と間接原因に区分し問題点(真の原因)を探る

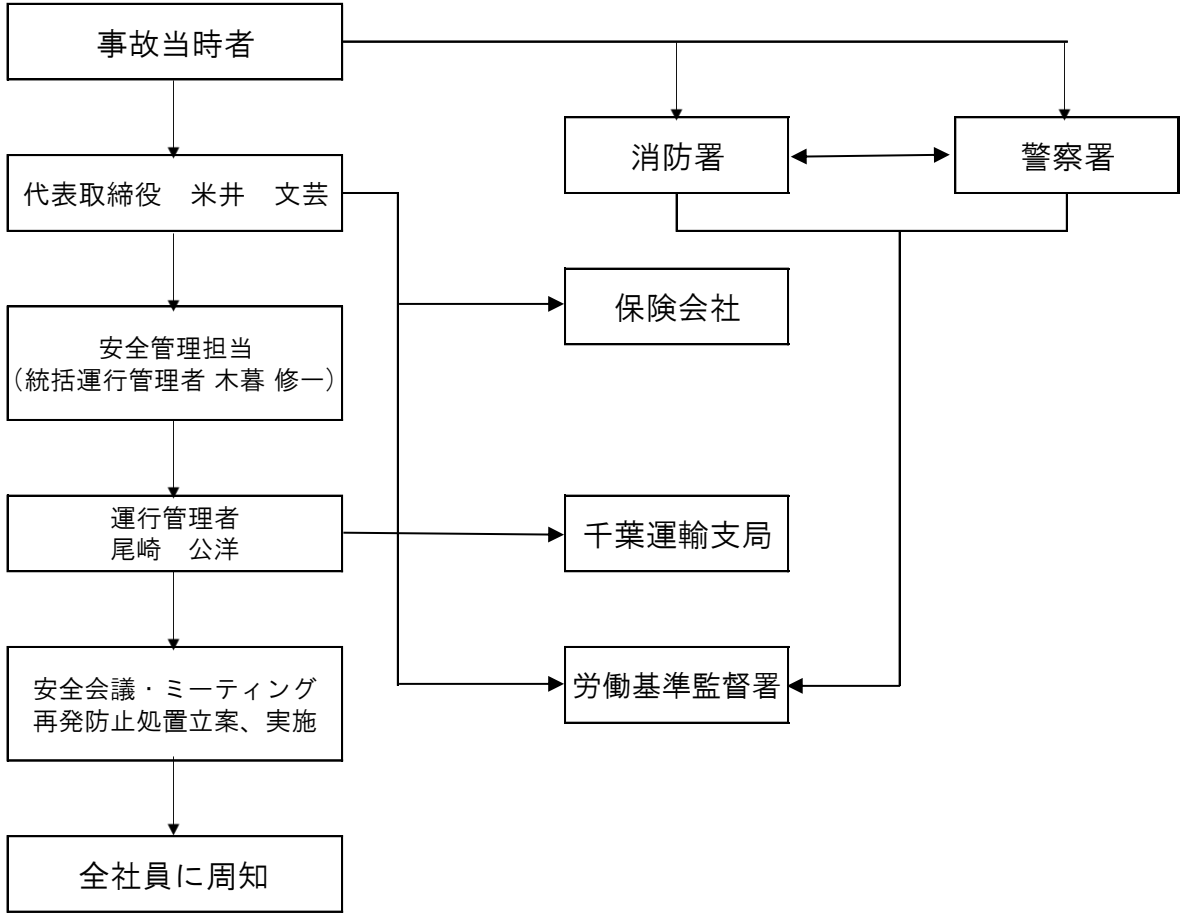
手順④ 対策の立案

- ・ 浮き彫りこした原因に対して対策を立案する
- ・ 対策は「いつまでにだれが・どこで・なにを・どのように」の手法で立てる



緊急連絡体制表(株式会社ベストエスコート)

事故発生時連絡体制



災害発生時連絡体制

